

改正

平成17年4月1日条例第14号

下呂市育英資金条例

(目的)

第1条 この条例は、学費の支弁が困難な生計の状態にあつて高等教育を目指す者並びに教育、文化、体育等で国際交流を目的として行う海外研修（以下「海外研修」という。）を行う者に対し、育英資金（以下「資金」という。）の給付及び貸与（以下「給貸与」という。）を行うことにより、有能な人材を育成することを目的とする。

(給貸与の対象者及び区分)

第2条 資金の給貸与の対象者及び区分は、次のいずれかに掲げる者で、市長が認めた者とする。
ただし、市内に住所を有する世帯に属し、又は属していた者に限る。

- (1) 高等学校等の生徒には給付する。
- (2) 大学生等（高等専門学校の生徒を含む。）に対しては貸与する。
- (3) 中学校及び高等学校の生徒で海外研修を行う者に対しては貸与する。

(貸付利率及び返納)

第3条 前条第2号及び第3号で貸与を受けた者は、次に定めるところにより返納しなければならない。

- (1) 貸与は、無利子とする。
- (2) 返納の方法及び期間については、規則で定める。

(状況報告)

第4条 資金の給貸与を受けた者は、市の規則の定めるところにより、その状況を市長に報告しなければならない。

(返還等)

第5条 市長は資金の給貸与を受けた者が当該目的以外に使用したとき、又はこの条例及び規則に違反したときは、当該資金の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、資金の給付及び貸与に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行し、同日以降に新たに給付又は貸与する資金から適用する。
- 2 合併前の萩原町教育基金条例（昭和57年萩原町条例第16号）、小坂町奨学資金貸付条例（昭和61年小坂町条例第8号）、下呂町育英資金基金条例（昭和43年下呂町条例第24号）、金山町育英資金貸付に関する条例（昭和41年金山町条例第9号）、馬瀬村育英資金貸付条例（昭和48年馬瀬村条例第6号）、下呂町医学生修学資金貸与に関する条例（昭和48年下呂町条例第29号）又は馬瀬村保健婦養成奨学資金支給条例（昭和47年馬瀬村条例第4号）（以下「旧条例」という。）の規定は、平成16年3月31日までは、その効力を有するものとする。

(経過措置)

- 3 旧条例の規定に基づいて、給付、貸付け又は援助が決定されている資金の取扱いについては、その給付、貸付け、援助又は返納若しくは返還が完了するまでの間は、なお旧条例の例によるものとする。

附 則（平成17年4月1日条例第14号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。